

ご存知ですか? 緊急通報システム・救急医療情報カプセル

問福祉課 ☎73-6651

1人暮らしの高齢者や障がい者が、自宅で安心して暮らすことができるよう、市では「緊急通報システム」や「救急医 療情報カプセルーの設置を行っています。

これらは、病気やケガなどで救急搬送が必要になったときなど、いざというときにあなたを支えるものです。





緊急通報システム 本体

緊急通報システム ペンダント

【緊急通報システム】

本人が自宅で体調が悪くなったときなど、「緊急ボタン」を 押すだけで、緊急通報センターにつながり、救急車の手配や体 調に関する相談対応などを24時間体制で受け付けています。

また、緊急通報センターからの呼びかけに反応できないなど 本人の状態が確認できない場合は、地域の協力員(事前登録制) と連携して、安否確認を行った上で救急車を手配するなどの対 応を行う場合があります。

7月 1 人暮らしの高齢者

(おおむね65歳以上で援護が必要な人)

・1人暮らしの重度身体障がい者

圏無料(ただし、機器設置後に2,000円の負担金が必要)

- ※本人などからの申請後、審査の上、機器を貸し出します。
- ※機器を設置するには、NTT電話回線と固定電話が必要です。





救急医療情報カプセル ステッカーを貼ります

【救急医療情報カプセル】

あらかじめ、救急医療情報(かかりつけ医療機関 名や緊急連絡先など)を記入した用紙をカプセル に入れ、冷蔵庫に保管しておきます。

救急搬送を行う際、本人から必要な情報を聞き 出せない場合など、救急隊が冷蔵庫に保管された カプセル情報を確認して対応します。

- 701人暮らしの高齢者(おおむね65歳以上)
- ※本人などからの希望により配付します。
- ※高齢者のみの世帯など、不安のある人はご相談 ください

潤無料

鳥害対策の資材購入経費を補助します

問農林課 ☎73-6661

近年、鳥類(ヒヨドリ)による農作物被害が深刻化しており、鳥類被害防止を図るための資材購入に要する経費に対して 補助します。

図市内の2戸以上の農業者で組織する団体

- ●補助率…対象経費の3分の1以内(上限20万円)
- 対象経費
- ①防鳥カイトおよび吹き流し資材
- ②べた掛け資材
- ③テグス張り資材

☑12月18日金

■農林課までお問い合わせください。

※申請は年度内に1回限りです。また、過年度に本補助金 の交付を受けたことがあるほ場は、対象外となります。

新型コロナウイルス感染症に伴う 支 援 策

市妊婦応援新生児特別定額給付金



問こども未来課 ☎73-6652

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化が見込まれる中、市では妊娠期間を経て出生した新生児を抱える 世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健やかな成長を応援するため、市妊婦応援新生児特別定額給付金 を支給します。

申請書のほか受給権者本人の確認書類の写しおよび振込先の通帳と印かんを持参の上、最寄りの支所またはこど も未来課(有家庁舎)で申請してください。

※令和3年1月から、こども未来課は南有馬庁舎に移転します。

●支給対象児

令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に出 生し、南島原市の住民基本台帳に登録されている乳児

● 受給権者

支給対象児の父または母(支給対象児と同一世帯の者 に限る)

- 支給額…支給対象児1人につき10万円(1回限り)
- 申請期限

支給対象児が出生した日の翌日から起算して2月を経過 する日

●手続きなど

- ・令和2年4月28日から10月20日までの間に出生 された新生児(乳児)の受給権者には、申請書など を10月下旬に郵送しています。
- ・令和2年10月21日以降に出生された新生児の受 給権者には出生届を窓口で提出される際に、申請 書を配付します。
- ・令和2年10月21日以降に転入された新生児(乳 児)の受給権者には、転入届を窓口で提出する際に ご案内します。
- ※ほかの自治体で、この給付金と同様と認められる 給付金を受けている場合は対象になりません。

償却資産の申告をお忘れなく

間税務課 ☎73-6642

償却資産(事業用資産)には、固定資産税が課税されます。事業で使用している機械・備品などの償却資産を所有して いる人は、令和3年1月1日現在の償却資産の申告が必要です。

申告期限は、2月1日です。期限までに税務課または各支所へ申告してください。また、申告書が送付されていない人(事 業者)はご連絡いただくなど、早めの申告をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置があります。詳しくは広報みなみしまばら10月号または 市ホームページをご覧ください。

償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人 や農林水産業、アパート経営者などが所有する資 産で、事業のために用いることができる構築物や 機械・器具・備品などをいいます。

- ※太陽光発電設備で事業用の設備や10キロワット 以上の設備も申告対象です(申告の際は、設置 場所も記載してください)。
- ※無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、パソコン ソフトなど) や自動車税・軽自動車税の課税対 象(軽トラック、トラクターなど)は除きます。

■主な償却資産の例

- ●構築物…門、広告塔、舗装路面、内部造作、事業用簡易構 築物など
- ●機械および装置…太陽光発電設備、コンベアー、クレーン、 ビニールハウス、土木建設機械、農業用機械、印刷機など
- ●船舶…漁船、ボート、貨物船など

間市民相談センター ☎82-3010

- ●車両および運搬具…構内運搬車、特殊自動車、その他自動 車税・軽自動車税の課税対象とならないもの
- ■工具・器具および備品…机、椅子、ロッカー、レジスター、 陳列ケース、コピー機、パソコン、暖房用品など

☑令和3年2月1日月